

二 酒税執行機関の変遷

2 昭和16年7月 財務局官制の制定

勅令第七百六十号 (官報 七月十六日) 昭和十六年七月十五日

財務局官制

第一条 財務局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 内国税事務ノ監督ニ関スル事務
- 二 預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務
- 三 国有財産ニ関スル総轄事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務及国有財産ノ整理ニ関スル事務
- 四 会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務

第二条 各財務局ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル

第三条 財務局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長	七人	勅任
書記官	專任十八人	奏任
事務官	專任二十五人	奏任
技師	專任十一人	奏任
属	專任九百四十九人	判任
技手	專任九十二人	判任

- 第四条 局長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ其ノ管轄内ノ稅務署長ヲ指揮監督ス
- 第五条 局長ハ稅務署長ノ処分法律命令ニ違反スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得
- 第六条 局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接國稅ニ關スル検査ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第七条 局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ財務局及稅務署判任官ノ任免ヲ大蔵大臣ニ具狀ス
- 第八条 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第九条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第十一条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第十二条 大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ財務局ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 稅務監督局官制ハ之ヲ廢止ス
 本令施行ノ際現ニ稅務監督局職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラザルトキハ稅務監督局書記官ハ財務局書記官ニ、
 稅務監督局事務官ハ財務局事務官ニ、稅務監督局技師ハ財務局技師ニ、稅務監督局属ハ財務局属ニ、稅務監督局技手
 ハ財務局技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
 本令施行ノ際現ニ預金部資金局職員ノ職ニ在リテ預金部資金局ノ支局ニ属スル者別ニ辭令ヲ發セラザルトキハ預金
 部資金局事務官ハ財務局書記官ニ、預金部資金局理事官ハ財務局事務官ニ、預金部資金局属ハ財務局属ニ同官等俸給

ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
 本令施行ノ際現ニ稅務監督局又ハ預金部資金局ノ職員ニシテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラザルトキハ休職ノ儘前ニ
 項ノ例ニ依リ財務局職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
 前三項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ケズ
 (別表) 財務局名称位置及管轄区域表

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京市	東京府 群馬県 神奈川県 埼玉県 千葉県 山梨県 栃木県 茨城県
大阪財務局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県 福井県
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城県 岩手県 福島県 秋田県 青森県 山形県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県 長野県 新潟県
広島財務局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県 愛媛県
熊本財務局	熊本市	熊本県 福岡県 大分県 長崎県 佐賀県 鹿児島県 宮崎県

〔法令全書〕

3 昭和24年5月 大蔵省設置法の制定

法律第四百四十四号(官報 号外五八) 昭和二十四年五月三十一日

大蔵省設置法(抄)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五条—第十二条)

第二節 附属機関(第十三条)

第三節 地方支分部局(第十四条—第二十三条)

第一款 財務部(第十五条—第十九条)

第二款 税関(第二十条—第二十三条)

第三章 外局(第二十四条—第五十六条)

第一節 証券取引委員会(第二十五条—第二十六条)

第二節 国税庁

第一款 総則(第二十七条—第二十八条)

第二款 内部部局(第二十九条—第三十三条)

第三款 附属機関(第三十四条—第三十五条)

第四款 地方支分部局(第三十六条—第四十一条)

第三節 造幣庁(第四十二条—第四十八条)

第四節 印刷庁(第四十九条—第五十六条)

第四章 職員(第五十七条—第五十八条)

第五章 公団(第五十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、大蔵省を設置する。

2 大蔵省の長は、大蔵大臣とする。

(任務)

第三条 大蔵省は、左に掲げる事項に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 国の財務

二 通貨

三 金融

- 四 証券取引
- 五 造幣事業
- 六 印刷事業

(権限)

第四条 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、これを管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 大蔵省の公印を制定すること。

- 十三 国の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。
- 十四 国の予算及び決算を作成すること。
- 十五 国の予備費を管理すること。
- 十六 各省各庁の支出負担行為又は支払の計画を承認すること。
- 十七 各省各庁の小切手又は国庫金振替書につき認証を行うこと。
- 十八 国の予算の執行に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
- 十九 国の財務の統轄の立場からする地方公共団体の財務の調整に関すること。
- 二十 内国税を賦課徴収すること。
- 二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸価格を決定すること。
- 二十二 税務代理士の許可を与え、これを監督すること。
- 二十三—二十六 (省略)
- 二十七 国有財産を総轄し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
- 二十八 普通財産を管理処分すること。
- 二十九 国家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整を行うこと。
- 三十 貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。
- 三十一 国庫金を出納、管理及び運用すること。
- 三十二 国債の発行、償還及び利払を行うこと。
- 三十三 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること。

- 三十四 米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
- 三十五 外国為替を管理すること。但し、貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取得（外国為替銀行の行方処分及び取得を除く。）並びに外国為替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締りに関するものを除く。
- 三十六 銀行業、信託業、保険業、無尽業、その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。
- 三十七 金融機関の融資及び金利を規制すること。
- 三十八 証券取引所を登録し、これを監督すること。
- 三十九 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。
- 四十 株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。
- 四十一 商品取引所を免許し、これを監督すること。
- 四十二 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）の登録及び監督を行うこと。
- 四十三 酒類の製造業又は販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。
- 四十四 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造し、旧貨幣を鋳造すること。
- 四十五 貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験を行うこと。
- 四十六 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、その他証券類を製造すること。
- 四十七 官報、法令全書、その他の印刷物を編集、製造及び発行すること。
- 四十八 印刷庁の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造の取締を行うこと。
- 四十九 通貨の製造工場を管理及び監督すること。

五十 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大蔵省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

- 主計局
- 主税局
- 理財局
- 管財局
- 銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。

3 主税局に税関部を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

第六條—第八條（省略）

（主税局の事務）

第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 租税に関する制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 土地台帳及び家屋台帳に関する制度を調査、企画及び立案すること。

三 大蔵省所管の税外諸収入を管理すること。
四一九(關稅關係省略)

十 地方公共団体の歳入に關すること。但し、地方債に關するものを除く。

2 (關稅關係省略)

第十條—第二十三條(省略)

第三章 外局

(設置)

第二十四條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大蔵省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員會

國稅庁

造幣庁

印刷庁

第二十五條—第二十六條(省略)

第二節 國稅庁

第一款 總則

(任務及び長)

第二十七條 國稅庁は、内國稅を賦課徵收することを主たる任務とする。

2 國稅庁の長は、國稅庁長官とする。

(權限)

第二十八條 國稅庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第四十三号に掲げる權限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第二十九條 國稅庁に、左の四部を置く。

總務部

直稅部

間稅部

調査査察部

第三十條—第三十一條(省略)

(間稅部の事務)

第三十二條 間稅部においては、左の事務をつかさどる。

一 間接國稅の賦課に關すること。但し、調査査察部の所掌に屬するものを除く。

二 酒類等の生産及び販売を管理すること。

三 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これを営む者を監督すること。

四 酒類その他間接國稅課稅物件の分析及び鑑定並びに造の試験、講習及び指導を行うこと。

第三十三條 調査査察部においては、内國稅の賦課徵收事務のうち所得その他の課稅標準についての調査、検査及

び犯則の取締に関する重要なもので大蔵省令で定めるものをつかさどる。

第三款 附属機関

第三十四条(省略)

(その他の附属機関)

第三十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、国税庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
税務代理士せん術審議会	国税庁長官の諮問に応じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、配給及び価格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
中央株式等評価審議会	国税庁長官の諮問に応じて、財産税の課税標準に関し株式等の価格について調査審議すること。
戦時補償特別税審査会	国税庁長官の諮問に応じて、戦時補償特別税の軽減又は免除に関する事項について調査審議すること。
基準地区調査会	国税庁長官の諮問に応じて、臨時宅地賃貸価格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)第三条第一項に規定する基準地区に関する事項について調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十六条 国税庁に、地方支分部局として、国税局を置く。

2 国税局は、国税庁の所掌事務の一部を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十七条 国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京国税局	東京都	東京都 神奈川県 千葉県 山梨県
関東信越国税局	東京都	埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 長野県 新潟県
大阪国税局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県
札幌国税局	札幌市	北海道
仙台国税局	仙台市	宮城県 岩手県 福島県 秋田県 青森県 山形県
名古屋国税局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県
金沢国税局	金沢市	石川県 福井県 富山県

広島国税局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松国税局	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡国税局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県

(内部部局)

第三十八条 国税局に、左の五部を置く。

- 総務部
- 直税部
- 間税部
- 調査査察部
- 経理部

2 前項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

(附属機関)

第三十九条 左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	国税局長の諮問に応じて、酒類の生産及び配給に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
地方株式会社等評価審議会	国税局長の諮問に応じて、財産税の課税標準に関し株式等の価格について調査審議すること。
不動産評価審議会	国税局長の諮問に応じて、財産税の課税に関し不動産の評価について調査審議すること。
財産審査会	国税局長の諮問に応じて、財産税の課税価格等に関する異議について調査審議すること。
地方宅地賃貸価格調査会	国税局長の諮問に応じて、臨時宅地賃貸価格修正法第七条第一項に規定する事項を調査すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(税務署)

第四十条 国税局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。

2 前項に規定する事務の外、税務署は、当分の間、特定財産管理令の施行に関する事務で財務部の分掌するもの

一部を分掌する。

3 税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(税務署の附属機関)

第四十一条 左の表の上欄に掲げる機関は、税務署の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
財 産 調 査 会	税務署長の諮問に応じて、財産税の課税価格の更正決定について調査審議すること。
増 加 所 得 税 調 査 会	税務署長の諮問に応じて、増加所得税の所得金額について調査審議すること。
宅 地 賃 貸 価 格 調 査 会	税務署長の諮問に応じて、臨時宅地賃貸価格修正法第七条第二項に規定する事項について調査すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四十二条 第五十六条(省略)

第四章 職員

(職員)

第五十七条 大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒、その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第五十八条 大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公団

(酒類配給公団)

第五十九条 大蔵省所轄の公団は、酒類配給公団とする。

2 酒類配給公団に関しては、酒類配給公団法(昭和二十二年法律第百七十二号)の定めるところによる。

附則(抄)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項中高等財務講習所官制の廃止に関する部分
は、同年七月二十日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大蔵省官制(昭和十七年勅令第七百四十三号)

高等財務講習所官制(昭和二十二年政令第六十九号)

税務講習所官制(昭和十六年勅令第五百二十七号)

財務局官制(昭和十六年勅令第七百六十号)

稅務署官制(明治三十五年勅令第二百四十二号)

3 附則第一項但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

(法令全書)

4 昭和24年5月 大蔵省組織規程の制定

大蔵省令第三十七号(官報号外) 昭和二十四年五月三十一日

大蔵省組織規程(抄)

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房(第二条—第九条)

第二款 主計局(第十条—第十六条)

第三款 主税局(第十七条—第二十二条)

第四款 理財局(第二十三条—第三十一条)

第五款 管財局(第三十二条—第三十八条)

第六款 銀行局(第三十九条—第四十六条)

第二節 財務局及び財務官室(第四十七条—第四十八条)

第三節 地方支局分局

第一款 財務部

第一目 内部部局(第四十九条—第五十九条)

第二目 財務部支部(第六十条—第六十五条)

第三目 管財支所及び出張所(第六十六条—第六十七条)

第二款 税関(省略)

第三章 外局

第一節 証券取引委員会(第八十八条)

第二節 国税庁

第一款 内部部局

第一目 総務部(第八十九条—第九十六条)

第二目 直税部(第九十七条—第一百条)

第三目 間税部(第一百一条—第一百三一条)

第四目 調査査察部(第一百四一条—第一百六条)

第二款 稅務講習所(第一百七七条—第一百四四条)

第三款 國稅局

第一目 總務部(第一百五五条—第一百二十条)

第二目 直税部 (第二百一十一條—第二百五五條)

第三目 間税部 (第二百二十六條—第三百十條)

第四目 調査査察部 (第三百一十一條—第三百三十三條)

第五目 経理部 (第三百三十四條—第三百三十七條)

第四款 稅務署 (第三百三十八條—第四百二十二條)

第三節 (以下省略)

第一章 総則

(この省令の目的)

第一条 この省令は、大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号。以下「法」という。)を施行するため、大蔵省の組織、所掌事務の範囲等の細目を定めることを目的とする。

2 この省令に規定するものの外、事務分掌その他組織の細目は、本省の内部部局にあつては財務官、官房長又は各局長、地方支部分局にあつては財務部長又は税関長が大蔵大臣の承認を経て定め、外局にあつては各外局の長が定める。

第二章 本省

第一節 内部部局

第二条—第十六条 (省略)

第三款 主税局

(主税局の分課)

第十七条 主税局に、税関部の外、左の二課を置く。

税制課

調査課

第十八条—第八十八条 (省略)

第三章 外局

第二節 国税庁

第一款 内部部局

第一目 総務部

(総務部の分課)

第八十九条—第一百条 (省略)

第三目 間税部

(間税部の分課)

第一百一条 間税部に、左の二課を置く。

酒税課

消費税課

(酒税課の事務)

第一百二条 酒税課において、左の事務をつかさどる。

一 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する事務を管理すること。

- 二 酒税及び清涼飲料税の課税標準の調査、検査及び犯則の取締に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）を指導監督すること。
 - 三 酒税及び清涼飲料税の關係法規の執行に関する命令、通達等を企画及び立案し、国税局及び税務署をして、これを実施させること。
 - 四 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。
 - 五 酒税及び清涼飲料税の賦課に関し必要な経済調査を行うこと。
 - 六 酒税及び清涼飲料税に係る訴願の裁決及び訴訟に関すること。
 - 七 中央酒類審議会の事務を運営すること。
 - 八 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これらを営む者を監督すること。
 - 九 酒類等の生産及び販売を管理すること。
 - 十 酒類配給公団に関すること。
 - 十一 酒類業団体を監督すること。
 - 十二 酒類の分析及鑑定を行うこと。
 - 十三 じょう造の試験、講習および指導等を行うこと。
 - 十四 前各号に掲げるものの外、関税部の事務で、消費税課の所掌に属さないものを行うこと。
- 第百三十三条―第百二十五条（省略）

第三目 関税部

（関税部の分課）

第百二十六条 関税部に、左の三課を置く。

酒税課

消費税課

取引高税課

2 前項に掲げるものの外、東京、関東信越、大阪、名古屋及び広島の各国税局に、技術課を置く。

（酒税課の事務）

第百二十七条 酒税課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する事務を管理すること。
- 二 酒税及び清涼飲料税の課税標準の調査、検査及び犯則の取締に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）を指導監督すること。
- 三 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する資料及び情報を収集整理すること。
- 四 酒税及び清涼飲料税に係る訴願の裁決及び訴訟に関すること。
- 五 地方酒類審議会の事務を運営すること。
- 六 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これらを営む者を監督すること。
- 七 酒類等の生産及び販売を管理すること。
- 八 酒類配給公団に関すること。
- 九 酒類業団体を監督すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、関税部の事務で、他課の所掌に属さないものを行うこと。

第二百二十八条—百三十七条（省略）

第四款 税務署

（名称、位置及び管轄区域）

第二百三十八条 税務署の名称、位置及び管轄区域は、別表第九表のとおりとする。

（税務署の分課）

第二百三十九条 税務署に、左の三課を置く。

総務課

直税課

間税課

第二百四十条—百四十一条（省略）

（間税課の事務）

第二百四十二条 間税課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 間接国税の賦課及び減免に関すること。
- 二 間接国税の課税標準の調査、検査及び犯則の取締に関すること。但し、国税調査官及び国税査察官の所掌に属するものを除く。
- 三 関税の免除及び払戻に関する事務を行うこと。
- 四 間接国税に係る訴願及び訴訟に関すること。
- 五 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これらを営む者を監督すること。

六 酒類配給公団に関すること。

七 酒類業団体を監督すること。

2 前項第三号に掲げる事務については、税務署長は、税関長の指揮監督を受けるものとする。

第二百四十三条—百八十七条（省略）

附則

- 1 この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 従来の方課規程その他大蔵省の組織を定める規定は、廃止する。但し、高等財務講習所の方課規程は、昭和二十四年七月二十日から廃止する。
- 3 法律又は法律に基く命令に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この省令に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

別表第九表

税務署の名称、位置及び管轄区域表

所轄 都道府県	税務署名	位置	管轄区域
東京都	麹町	千代田区	千代田区のうち旧麹町区に属する地域
東京都	神田	千代田区	千代田区のうち旧神田区に属する地域
東京都	日本橋	中央区	中央区のうち旧日本橋区に属する地域
東京都	京橋	中央区	中央区のうち旧京橋区に属する地域
東京都	芝	港区	港区のうち旧芝区に属する地域 伊豆七島 小笠原島
東京都	四谷	千代田区	新宿区のうち旧四谷区及び旧牛込区に属する地域
東京都	麻布	港区	港区のうち旧麻布区及び旧赤坂区に属する地域
東京都	小石川	文京区	文京区のうち旧小石川区に属する地域
東京都	本郷	文京区	文京区のうち旧本郷区に属する地域
東京都	下谷	台東区	台東区のうち旧下谷区に属する地域
東京都	浅草	台東区	台東区のうち旧浅草区に属する地域

品川	品川区	品川区
大森	大田区	大田区のうち旧大森区に属する地域
蒲田	大田区	大田区のうち旧蒲田区に属する地域
世田谷	世田谷区	世田谷区(玉川田園調布一丁目、玉川田園調布二丁目、玉川町、玉川瀬田町、東玉川町、玉川用賀町一丁目から玉川用賀町三丁目まで、深沢町一丁目から深沢町四丁目まで、玉川奥沢町一丁目から玉川奥沢町三丁目まで、玉川尾山町、玉川等々力一丁目から玉川等々力三丁目まで、久地町、諏訪町、新川一丁目から新川三丁目まで、玉川野毛町、宇奈根町、岡本町、玉川神町一丁目、玉川神町二丁目、大蔵町、鎌田町、玉川上野毛町を除く)
目黒	目黒区	目黒区
渋谷	渋谷区	渋谷区
澁谷	新宿区	新宿区のうち旧澁谷区に属する地域

京														
立川	八王子	青梅	江東	江戸川	葛飾	墨田	足立	荒川	王子	豊島	練馬	板橋	杉並	中野
立川市	八王子市	西多摩郡青梅町	江東区	江戸川区	葛飾区	墨田区	足立区	荒川区	北区	豊島区	練馬区	板橋区	杉並区	中野区
立川市、北多摩郡(三鷹町、小金井町、東村山町、小平町、保谷町、田無町、清瀬村、久留米村を除く)	八王子市、南多摩郡	西多摩郡	江東区	江戸川区	葛飾区	墨田区	足立区	荒川区	北区	豊島区	練馬区	板橋区	杉並区	中野区

神 奈 川												
武蔵野	武蔵野市	武蔵野市										
横浜	中区	中区、西区										
磯子	磯子区	南区、磯子区										
戸塚	戸塚区	戸塚区、保土ヶ谷区										
神奈川	神奈川区	神奈川区										
鶴見	鶴見区	鶴見区										
川崎	川崎市	川崎市										
横須賀	横須賀市	横須賀市、三浦郡										
藤沢	藤沢市	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市										
大磯	大磯町	鎌倉郡、高座郡(相模原町、海老名町、有馬村を除く)										
厚木	愛甲郡厚木町	愛甲郡、津久井郡、高座郡のうち相模原町、海老名町、有馬村										
小田原	小田原市	小田原市、足柄上郡、足柄下郡										
千葉	千葉市	千葉市、千葉郡、市原郡										

信												
群			木				栲			下		
藤岡	高崎	伊勢崎	前橋	佐野	足利	氏家	大田原	栲木	真岡	鹿沼	宇都宮	下館
多野郡藤岡町	高崎市	伊勢崎市	前橋市	佐野市	足利市	塩谷郡氏家町	那須郡大田原町	栲木市	芳賀郡真岡町	上野郡鹿沼町	宇都宮市	真壁郡下館町
多野郡	高崎市 群馬郡 碓氷郡	伊勢崎市 佐波郡	前橋市 勢多郡	佐野市 安藤郡	足利市 足利郡	塩谷郡(鹿沼税務署及び大田原税務署管内の地域を除く) 那須郡のうち下江川村、向田村、境村、鳥山町、七合村、武茂村、馬頭町、大内村、山田村、小川町、荒川村	那須郡(氏家税務署管内の地域を除く) 塩谷郡のうち箒根村、塩原町	栲木市 下野郡	芳賀郡	上野郡 塩谷郡のうち藤原町、三依村、栗山村	宇都宮市 河内郡	真壁郡 結城郡

野										馬					
須坂	信濃中野	大町	松本	木曾	飯田	伊那	諏訪	上田	岩村田	長野	館林	桐生	沼田	中之条	群馬富岡
上高井郡須坂町	下高井郡中野町	北安曇郡大町	松本市	西筑摩郡福島町	飯田市	上伊那郡伊那町	諏訪市	上田市	北佐久郡岩村町	長野市	邑楽郡館林町	桐生市	利根郡沼田町	吾妻郡中之条町	北甘楽郡富岡町
上高井郡	下高井郡 下水内郡	北安曇郡	松本市 東筑摩郡 南安曇郡	西筑摩郡	飯田市 下伊那郡	上伊那郡	諏訪市 岡谷市 諏訪郡	上田市 小泉郡 埴科郡	南佐久郡 北佐久郡	長野市 上水内郡 更級郡	邑楽郡 新田郡	桐生市 山田郡	利根郡	吾妻郡	北甘楽郡

京													
梨山				千									
大月	蕪崎	歙沢	加納岩	甲府	館山	木更津	茂原	東金	銚子	佐原	市川	松戸	成田
北都留郡大月町	北巨摩郡蕪崎町	南巨摩郡歙沢町	東山梨郡加納町	甲府市	館山市	木更津市	長生郡茂原町	山武郡東金町	銚子市	香取郡佐原町	市川市	松戸市	印旛郡成田町
南都留郡 北都留郡	北巨摩郡	西八代郡 南巨摩郡	東山梨郡 東八代郡	甲府市 西山梨郡 中巨摩郡	館山市 安房郡	木更津市 君津郡	長生郡 夷隅郡	山武郡	銚子市 海上郡 匝瑳郡	香取郡	市川市 船橋市 東葛飾郡のうち行徳町、南行徳町、浦安町	松戸市 東葛飾郡(行徳町、南行徳町、浦安町を除く)	印旛郡

東										関				
茨				正						埼玉				
土浦	龍ヶ崎	麻生	高萩	太田	水戸	粕壁	行田	本庄	熊谷	秩父	武蔵松山	川越	川口	浦和
土浦市	龍ヶ崎町	行方郡麻生町	多賀郡高萩町	久慈郡太田町	水戸市	南埼玉郡春日部町	行田市	児玉郡本庄町	熊谷市	秩父郡秩父町	比企郡松山町	川越市	川口市	浦和市
土浦市 新治郡 筑波郡	龍ヶ崎町 稲敷郡	行方郡 鹿島郡	日立市 多賀郡	那珂郡 久慈郡	水戸市 東茨城郡 西茨城郡	南埼玉郡 北葛飾郡	行田市 北埼玉郡	児玉郡	熊谷市 大里郡	秩父郡	比企郡	川越市 入間郡	川口市 北足立郡のうち戸田町、蕨町、谷塚町、草加町、美笹村、新田村、安行村、戸塚村、大門村、野田村	浦和市 大宮市 北足立郡(川口税務署管内の地域を除く)

阪												
中京区	上京区	枚方市	八尾市	布施市	富田林	和泉佐野	岸和田市	泉大津	堺市	豊能	茨木市	淀川区
中京区	上京区	枚方市	八尾市	布施市	南河内郡富田林町	泉佐野市	岸和田市	泉大津市	堺市	池田市	茨木市	淀川区
中京区	上京区	枚方市	八尾市	布施市	南河内郡	泉佐野市	岸和田市	泉大津市	堺市	池田市	茨木市	淀川区
		守口市	中河内郡(枚岡町、玉川町、唐津町、孔舎衛村、大戸村、細手村、英田村、三野郷村、若江村、巽村を除く)	中河内郡(枚岡町、玉川町、唐津町、孔舎衛村、大戸村、細手村、英田村、三野郷村、若江村、巽村を除く)		泉佐野市	岸和田市	泉大津市	堺市	池田市	茨木市	淀川区
		北河内郡				泉南郡	貝塚市	泉北郡(美木多村、上神谷村、西陶器村、久世村、東陶器村を除く)	泉北郡のうち美木多村、上神谷村、西陶器村、久世村、東陶器村	豊能郡	高槻市	

京													
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	宮津市	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡宮津町	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区
須磨区	灘区	神戶市	三田区	灘区	与謝郡	福知山市	船井郡	山崎町	伏見区	左京区	東山区	右京区	下京区

越													
相川	村上	糸魚川	安塚	高田	柏崎	十日町	小千谷	長岡	三条	巻	新発田	新潟	新潟
佐渡郡相川町	岩船郡村上町	西頸城郡糸魚川町	東頸城郡安塚村	高田市	柏崎市	中魚沼郡十日町	北魚沼郡小千谷町	長岡市	三条市	西蒲原郡巻町	新発田市	中蒲原郡新津町	新潟市
佐渡郡	岩船郡	西頸城郡	東頸城郡(牧村を除く)	高田市	柏崎市	中魚沼郡	北魚沼郡	長岡市	三条市	西蒲原郡	新発田市	中蒲原郡	新潟市
				東頸城郡のうち牧村	刈羽郡		南魚沼郡	古志郡	南蒲原郡	北蒲原郡			中蒲原郡のうち新坂村、須田村、庄瀬村、白井村、大郷村、鷺巻村、根岸村、白根村、小林村、茨巻根村、横越村、大江山村、曾野木村、岡川村、亀田町
													新潟市

大																
住吉	西成	東住吉	阿倍野	城東	旭	東成	生野	西淀川	此花	大阪福島	北	天王寺	浪速	南	西	東
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区
住吉区	西成区	東住吉区	阿倍野区	城東区	旭区	東成区	生野区	西淀川区	此花区	福島区	北区	天王寺区	浪速区	南区	西区	東区

阪													
歌 山 滋 賀													
石	札	今	長	彦	近江	水	草	大	新	田	御	湯	海
狩	帆	津	浜	根	江	口	津	津	宮	田	坊	浅	南
札幌市	札幌市	高島郡今津町	長浜市	彦根市	蒲生郡八幡町	甲賀郡水口町	栗太郡草津町	大津市	新宮市	田辺市	日高郡御坊町	有田郡湯淺町	海
厚田郡	札幌市	高島郡	長浜市	彦根市	蒲生郡	甲賀郡	栗太郡	大津市	新宮市	田辺市	日高郡	有田郡	海
千歳郡	千歳郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡	石狩郡

札													
北													
旭	石	滝	夕	岩	俱	余	小	寿	八	江	渡	函	館
川	狩	川	張	見	知	市	樽	部	雲	差	島	館	館
旭川市	石狩郡深川町	空知郡滝川町	夕張市	岩見沢市	虻田郡俱知安町	余市郡余市町	小樽市	寿都郡寿都町	山越郡八雲町	桧山郡江差町	函館市	函館市	函館市
旭川市	石狩郡	空知郡	夕張市	岩見沢市	虻田郡	余市郡	小樽市	寿都郡	山越郡	桧山郡	函館市	函館市	函館市

兵														
龍	神	姫	加	西	社	三	明	尼	三	伊	青	西	長	兵
野	薙	路	古	脇	加	木	石	崎	口	丹	屋	宮	口	庫
振保郡龍野町	姫路市	姫路市	加古郡加古川町	多可郡西脇町	加東郡社町	美濃郡三木町	明石市	尼崎市	有馬郡三田町	伊丹市	芦屋市	西宮市	長田区	兵庫区
揖保郡	姫路市	姫路市	加古郡	多可郡	加東郡	美濃郡	明石市	尼崎市	有馬郡	伊丹市	芦屋市	西宮市	長田区	兵庫区

庫													
奈 良 和													
粉	和	吉	桜	葛	奈	洲	篠	柏	和	豊	上	郡	郡
河	歌	野	井	城	良	本	山	原	田	岡	郡	郡	郡
那賀郡粉河町	和歌山市	吉野郡上町	磯城郡桜井町	大和高田市	奈良市	洲本市	多紀郡篠山町	水上郡柏原町	朝来郡和田山町	城崎郡豊岡町	赤穂郡上郡町	赤穂郡	佐用郡
那賀郡	和歌山市	吉野郡	磯城郡	大和高田市	奈良市	洲本市	多紀郡	水上郡	朝来郡	城崎郡	赤穂郡	赤穂郡	佐用郡

福				手				岩					
若松	田島	須賀川	郡山	二本松	福島	二戸	久慈	宮古	釜石	盛岡	一関	水沢	花巻
若松市	南会津郡田島町	岩瀬郡須賀川町	郡山市	安達郡二本松町	福島市	二戸郡福岡町	九戸郡久慈町	宮古市	釜石市	気仙郡盛岡町	一関市	胆沢郡水沢町	稗貫郡花巻町
若松市 北会津郡 耶麻郡のうち猪苗代町、月輪村、吾妻村、長瀬村、登木村、千里村、翁島村	南会津郡	岩瀬郡 石川郡	郡山市 安積郡 田村郡 安達郡のうち熱海町	安達郡(熱海町を除く)	福島市 信夫郡 伊達郡	二戸郡	九戸郡	宮古市 下閉伊郡	釜石市 上閉伊郡	気仙郡	一関市 西磐井郡 東磐井郡	胆沢郡 江刺郡	稗貫郡 和賀郡

秋				島							
本庄	能代	花輪	大館	秋田北	秋田南	相馬	平	棚倉	白河	坂下	喜多方
由利郡本庄町	能代市	鹿角郡花輪町	北秋田郡大館町	秋田市	秋田市	相馬郡中村町	平市	東白川郡棚倉町	白河市	河沼郡坂下町	耶麻郡喜多方町
由利郡	能代市 山本郡	鹿角郡	北秋田郡	秋田市のうち土崎港町 南秋田郡(太平村を除く)	秋田市(土崎港町を除く) 河辺郡 南秋田郡のうち太平村	双葉郡 相馬郡	平市 石城郡	東白川郡	白河市 西白河郡	河沼郡(野沢町、尾野本村、登里島村、睦合村、下谷村、群岡村、上野尻村、宝坂村を除く) 大沼村	耶麻郡(猪苗代町、月輪村、吾妻村、長瀬村、登木村、千里村、翁島村を除く) 河沼郡のうち野沢町、尾野本村、登里島村、睦合村、下谷村、群岡村、上野尻村、宝坂村

道										海	
帯広	釧路	北見	紋別	網走	苫小牧	浦河	室蘭	稚内	留萌	名寄	富良野
帯広市	釧路市	北見市	紋別郡紋別町	網走市	勇払郡苫小牧町	浦河郡浦河町	室蘭市幸町	稚内市	留萌郡留萌町	上川郡名寄町	空知郡富良野町
帯広市	釧路市 川上郡 厚岸郡 阿寒郡	北見市 常呂郡常呂村を除く) 紋別郡のうち生田原村	紋別郡(生田原村を除く)	網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡のうち常呂村	勇払郡(占冠村を除く) 白老郡 沙流郡	浦河郡 新冠郡 静内郡 三石郡 様似郡 幌泉郡	室蘭市 有珠郡 虻田郡のうち虻田町、洞爺村、豊浦町、幌別郡	稚内市 宗谷郡 枝幸郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡のうち登富村	増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡(登富村を除く)	上川郡(天塩郡) 中川郡天塩郡	空知郡のうち上富良野村、中富良野村、富良野町、山部村、東山村、南富良野村、勇払郡のうち占冠村

仙										幌	
城					宮						
盛岡	大河原	気仙沼	石巻	佐沼	築館	古川	塩釜	仙台南	仙台北	根室	十勝池田
盛岡市	柴田郡大河原町	本吉郡気仙沼町	石巻市	登米郡佐沼町	栗原郡築館町	志田郡古川町	塩釜市	仙台市	仙台市	根室郡根室町	中川郡池田町
盛岡市 岩手郡 紫波郡	柴田郡 刈田郡 伊具郡	本吉郡(十三浜村を除く)	石巻市 秋田郡 本吉郡のうち十三浜村	登米郡	栗原郡	加美郡 志田郡 五道郡 造田郡	塩釜市 宮城郡(仙台北税務署管内の地域を除く)	仙台市のうち長町、郡山、中田町、袋原、四郎丸、柳生、釣取、大野田、富沢、富田、山田 名取郡 亶理郡	仙台市(仙台南税務署管内の地域を除く) 宮城郡のうち七北田村、黒川村、大沢村	根室郡 花咲郡 野付郡 標津郡 自梨郡 國後郡 色丹郡 得撫郡 新大塚郡 占守郡 紗那郡 択捉郡 磯谷郡	足寄郡 中川郡(十勝郡) 別村を除く) 十勝郡

岡										屋												
磐	藤	富士	熱	沼	下	清	静	新	豊	田	岡	西	碧	半	城	橋	口	崎	尾	南	田	
磐田市	藤枝市 志太郡藤枝町	富士宮市 富士宮市	熱海市	沼津市	下田市 加茂郡下田町	清水市	静岡市	新城市 南設楽郡新城市	豊橋市	田口町 北設楽郡田口	岡崎市	西尾市 幡豆郡西尾町	碧南市	半田市	新城市 南設楽郡新城市	豊橋市	田口町 北設楽郡田口	岡崎市	西尾市 幡豆郡西尾町	碧南市	田口町 北設楽郡田口	田口町 北設楽郡田口
磐田市 磐田郡 岡知郡	島田市 志太郡 榛原郡	富士宮市 吉原市 富士郡	熱海市 伊東市 田方郡のうち 伊豆市 宇佐美村 対馬村	沼津市 三島市 駿東郡 田方郡(網代町、宇佐美村、対馬村を除く)	加茂郡	清水市 庵原郡	静岡市 安倍郡	南設楽郡 八名郡	豊橋市 豊川市 濰美郡	北設楽郡	岡崎市 額田郡 西加茂郡 東加茂郡	幡豆郡	碧南市 碧南郡	半田市 知多郡	南設楽郡 八名郡	豊橋市 豊川市 濰美郡	北設楽郡	岡崎市 額田郡 西加茂郡 東加茂郡	幡豆郡	碧南市 碧南郡	田口町 北設楽郡田口	田口町 北設楽郡田口

岐										三																					
養	大	岐	岐	木	尾	上	宇	松	四	鈴	桑	津	氣	浜	掛	津	四	鈴	桑	津	氣	浜	掛								
養老郡高田町	大垣市	岐阜市	岐阜市	木本町 南牟婁郡木本町	尾鷲町 北牟婁郡尾鷲町	上野市	宇治山田市	松阪市	四日市市	鈴鹿市	桑名市	津市	気賀町 引佐郡気賀町	浜松市	掛川市 小笠郡西山口村	津市	四日市市	鈴鹿市	桑名市	津市	気賀町 引佐郡	浜松市	掛川市 小笠郡								
海津郡 養老郡	大垣市 不破郡 安八郡	岐阜市 岐阜市	岐阜市 岐阜市	南牟婁郡	北牟婁郡	上野市 阿山郡 名賀郡	度会郡 志摩郡	松阪市 飯南郡 多気郡	四日市市 三重郡	鈴鹿市 鈴鹿郡	桑名市 桑名郡 員弁郡	津市 一志郡 安濃郡 河芸郡	引佐郡	浜松市 浜名郡	小笠郡	海津郡 養老郡	大垣市 不破郡 安八郡	岐阜市 岐阜市	岐阜市 岐阜市	南牟婁郡	北牟婁郡	上野市 阿山郡 名賀郡	度会郡 志摩郡	松阪市 飯南郡 多気郡	四日市市 三重郡	鈴鹿市 鈴鹿郡	桑名市 桑名郡 員弁郡	津市 一志郡 安濃郡 河芸郡	引佐郡	浜松市 浜名郡	小笠郡

山										森										背																								
新	橋	寒	山	八	四	三	五	黒	弘	鯨	青	湯	横	大	新	橋	寒	山	八	四	三	五	黒	弘	鯨	青	湯	横	大	新	橋	寒	山	八	四	三	五	黒	弘	鯨	青	湯	横	大
新庄市	橋岡町 北村山郡橋岡	寒河江市 西村山郡寒河	山形市 山形市	八戸市 八戸市	四名部町 下北郡四名部	三本木町 上北郡三本木	五所川原町 北津軽郡五所川原	黒石町 南津軽郡黒石	弘前市	鯨ヶ沢町 西津軽郡鯨ヶ沢	青森市 青森市	湯沢市 雄勝郡湯沢町	横手市 平鹿郡横手町	大曲市 仙北郡大曲町	新庄市	橋岡町 北村山郡橋岡	寒河江市 西村山郡寒河	山形市 山形市	八戸市 八戸市	四名部町 下北郡四名部	三本木町 上北郡三本木	五所川原町 北津軽郡五所川原	黒石町 南津軽郡黒石	弘前市	鯨ヶ沢町 西津軽郡鯨ヶ沢	青森市 青森市	湯沢市 雄勝郡湯沢町	横手市 平鹿郡横手町	大曲市 仙北郡大曲町	新庄市 最上郡	北村山郡	西村山郡	山形市 東村山郡 南村山郡	八戸市 三戸郡	下北郡	上北郡	北津軽郡	南津軽郡 (大鰐町、石川町、鯨ヶ沢町、蔵館村を除く)	弘前市 中津軽郡 南津軽郡 のうち大鰐町、石川町、鯨ヶ沢町、蔵館村	西津軽郡	青森市 東津軽郡	雄勝郡	平鹿郡	仙北郡

古										名										台																							
津	一	尾	小	中	熟	昭	名	名	名	赤	米	長	鶴	酒	津	一	尾	小	中	熟	昭	名	名	赤	米	長	鶴	酒	津	一	尾	小	中	熟	昭	名	名	赤	米	長	鶴	酒	
津島市	一宮市	尾張瀬戸市	小牧町 東春日井郡小牧	中川区	熱田区	昭和区	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋東区	赤湯町 東置賜郡赤湯	米沢市	長井町 西置賜郡長井	鶴岡市	酒田市	津島市	一宮市	尾張瀬戸市	小牧町 東春日井郡小牧	中川区	熱田区	昭和区	名古屋市中区	名古屋東区	赤湯町 東置賜郡赤湯	米沢市	長井町 西置賜郡長井	鶴岡市	酒田市	津島市 海部郡	一宮市 桑名郡 中島郡	尾張瀬戸市 山形市 品野町 水野村 旭村 志段味村	小牧町 春日井市 丹羽郡 東春日井郡 (守山町、品野町、水野村、旭村、志段味村を除く)	中川区 港区	熱田区 南区 愛知郡	昭和区 千種区 瑞穂区	名古屋市中区	名古屋西 中村区	名古屋東区	赤湯町 東置賜郡(米沢市、米沢市を除く)	米沢市 南置賜郡 東置賜郡 のうち小松町、大川村、中野村、和田村、亀岡村、上郷村	長井町 西置賜郡	鶴岡市 東田川郡 西田川郡	酒田市 飽海郡

山				島							
光	德	柳	岩	山	庄	三	府	福	三	尾	志
光市	山徳山市	玖珂郡柳井町	岩国市	山口市	原比婆郡庄原町	三原三原市	中芦品郡府中町	福山市	三原市	尾道尾道市	豊田郡志海町
光市 熊毛郡	徳山市 下松市 都畿郡	玖珂郡のうち柳井町、日積村、神代村、鳴門村、新庄村、余田村、伊藤村、大島郡	岩国市 玖珂郡(柳井町、日積村、神代村、鳴門村、新庄村)を除く	山口市 吉敷郡	比婆郡	三原市 豊田郡のうち大塚村、船木村、高坂村、長谷村、本郷町、下北方村、上北方村、沼田西村、沼田東村、瀬田町、南生口村、東生口村、瀧浦村、善入寺村、小泉村、南方村	芦品郡 神石郡 甲奴郡	福山市 沼隈郡 深安郡	三原市 豊田郡のうち大塚村、船木村、高坂村、長谷村、本郷町、下北方村、上北方村、沼田西村、沼田東村、瀬田町、南生口村、東生口村、瀧浦村、善入寺村、小泉村、南方村	尾道市 御綱郡 世羅郡	豊田郡(西条税務署及び三原税務署管内の地域を除く) 賀茂郡のうち川尻町、安登村、安浦町、安芸津町、竹原町、下野村、東野村、莊野村

岡				口								
笠	玉	倉	玉	児	西	瀬	岡	萩	宇	下	厚	防
岡	島	敷	野	島	大寺	戸	山	萩市	部	関	狭	府
小田郡笠岡町	浅口郡玉島町	倉敷市	玉野市	児島市	上道郡西大寺町	赤磐郡瀬戸町	岡山市	萩市 阿武郡	宇部市	下関市	厚狭郡 美禰郡	防府市 佐波郡
小田郡 後月郡	浅口郡	倉敷市 都窪郡 吉備郡	玉野市 児島郡のうち山田村、胸上村、鉢立村、小串村、甲浦村、八浜町、莊内村	児島市 児島郡(玉野税務署管内の地域を除く)	邑久郡 上道郡	赤磐郡 和気郡	岡山市 御津郡	萩市 阿武郡	宇部市 小野田市	下関市 豊浦郡(宇賀村、神玉村、角島村、神田村、栗野村、滝部村、田耕村、殿唐村、阿川村を除く)	厚狭郡 美禰郡	防府市 佐波郡

金										泉				
小	教	武	大	三	福	輪	七	小	松	金	高	中	郡	關
浜	賀	生	野	園	井	島	尾	松	任	沢	山	津	上	武
遠敷郡小浜町	教賀市	武生市	大野郡大野町	坂井郡三園町	福井市	鳳至郡輪島町	七尾市	小松市	石川郡松任町	金沢市	高山市	恵那郡中津町	多治見市	郡上郡八幡町
遠敷郡 大飯郡	教賀市 教賀郡 三方郡	武生市 今立郡 丹生郡 南条郡	大野郡	坂井郡	福井市 足羽郡 吉田郡	鳳至郡 珠洲郡	七尾市 羽咋郡 鹿島郡	小松市 江沼郡 能美郡	石川郡	金沢市 河北郡	高山市 益田郡 大野郡	恵那郡	多治見市 可児郡 土岐郡	武儀郡 加茂郡

広										沢			
西	吉	可	海	興	廿	広	広	出	高	魚	富	山	富
条	田	部	田市	市	日市	島西	島東	町	岡	津	山	山	
賀茂郡西条町	高田郡吉田村	安佐郡可部町	安芸郡海田市	呉市	佐伯郡廿日市	広島市	広島市	東郷波郡出町	高岡市	下新川郡魚津町	富山郡	富山郡	
賀茂郡西条町	高田郡	安佐郡 山県郡	安芸郡(島税務署管内の地域を除く)	呉市 安芸郡のうち音戸町、上瀬川島村、向村、下瀬川島村、倉橋島村、江田島村	佐伯郡(高田村、中村、鹿川村、三高村、沖村、深江村、大柿町、飛渡瀬村を除く)	広島市のうち元安川以西に属する地域	広島市のうち元安川以東に属する地域 佐伯郡のうち高田村、中村、鹿川村、三高村、沖村、深江村、大柿町、飛渡瀬村	東郷波郡 西郷波郡	高岡市 射水郡 氷見郡	中瀬川郡 下新川郡	富山郡 上新川郡 婦負郡	富山郡 上新川郡 婦負郡	

松													
知 高 島 徳													
博	福	安	赤	須	中	伊	高	池	脇	鳴	牟	徳	
多	岡	芸	岡	崎	村	野	知	田	町	門	岐	島	
福岡市	福岡市	安芸郡安芸町	香美郡赤岡町	高岡郡須崎町	幡多郡中村町	吾川郡伊野町	高知市	三好郡池田町	美馬郡脇町	鳴門市	海部郡牟岐町	那賀郡富岡町	徳島市
福岡市のうち那珂川以東に属する地域	福岡市のうち那珂川以西に属する地域 糸島郡 早良郡	安芸郡	香美郡	高岡郡(伊野税務署管内の地域を除く)	幡多郡	吾川郡 高岡郡のうち高岡町、新学佐町、戸波村、北原村、高石村、波介村、日下村、池村、川内村、能登村	高知市 土佐郡 長岡郡	三好郡	美馬郡	鳴門市 板野郡	海部郡	那賀郡	徳島市 名東郡 勝浦郡

佐 岡 福															
鳥	佐	行	門	小	大	八	甘	久	飯	田	直	遠	八	筑	香
栖	賀	橋	司	倉	牟	女	木	留	塚	川	方	賀	幡	紫	椎
三養基郡鳥栖町	佐賀市	京都市行橋町	門司市	小倉市	大牟田市	八女郡篠島町	朝倉郡甘木町	久留米市	飯塚市	田川市	直方市	遠賀郡折尾町	八幡市	筑紫郡二日市町	糟屋郡香椎町
神崎郡	佐賀市 佐賀郡 小城市	京都市 藤上郡	門司市	小倉市	大牟田市 山門郡 三池郡	八女郡	朝倉郡	久留米市 三井郡 浮羽郡	飯塚市 嘉穂郡	田川市 田川郡	直方市 鞍手郡	若松市 遠賀郡	八幡市 戸畑市	筑紫郡	糟屋郡 宗像郡

島												
根 島 取 山												
西	益	浜	川	石	出	大	安	松	米	倉	鳥	山
郷	田	田	本	見	塞	東	米	江	子	宮	取	久
周吉郡西郷町	美濃郡益田町	浜田市	邑智郡川本町	石見郡大田町	出雲市	大原郡大東町	能義郡安来町	松江市	米子市	東伯郡倉吉町	鳥取市	新見
知夫郡	美濃郡 鹿足郡	浜田市 那賀郡	邑智郡	安濃郡 遷原郡	出雲市 簸川郡	仁多郡 大原郡 飯石郡	能義郡	松江市 八束郡	米子市 西伯郡 日野郡	東伯郡	鳥取市 岩美郡 八頭郡	阿哲郡

媛 愛 川 香													
宇	卯	八	大	三	新	伊	今	松	土	長	坂	九	高
和	之	幡	洲	島	居	予	治	山	庄	尾	出	丸	松
島	町	浜	大	宇	浜	西	今	松	小	大	坂	丸	高
宇和島市	東予郡宇和町	八幡浜市	喜多郡大洲町	宇摩郡三島町	新居浜市	西条市	今治市	松山市	小豆郡土庄町	大川郡長尾町	坂出市	丸亀市	高松市

本														
鹿 児 島														
中津市	宇佐市	豊後高田町	鹿児島市	伊集院町	知覧町	指宿町	川内市	出水町	加治木町	岩川町	鹿屋市	種子島町	宮崎市	飫肥町
中津市	宇佐市	西国東郡高田町	鹿児島市	日置郡伊集院町	川辺郡知覧町	指宿郡指宿町	川内市	出水郡出水町	始良郡加治木町	贈答郡岩川町	鹿屋市	熊毛郡西之表	宮崎市	南那珂郡次肥町
中津市	宇佐市	西国東郡	鹿児島市	日置郡	川辺郡	指宿郡	川内市	出水郡	伊佐郡	贈答郡	鹿屋市	熊毛郡	宮崎市	南那珂郡
			鹿児島市				薩摩郡		始良郡		肝属郡		宮崎郡	東諸県郡

岡														
熊 崎 長 賀														
唐津市	武雄市	伊万里市	長崎市	諫早市	佐世保市	島原市	平戸市	福江市	武生市	厳原市	熊本市	宇土市	御船町	玉名市
唐津市	杵島郡武雄町	西松浦郡伊万里町	長崎市	諫早市	佐世保市	島原市	北松浦郡平戸町	南松浦郡福江町	志岐郡武生水町	下県郡厳原町	熊本市	宇土郡宇土町	上益城郡御船町	玉名郡玉名町
唐津市	杵島郡	西松浦郡	長崎市	諫早市	佐世保市	島原市	北松浦郡	南松浦郡	志岐郡	上県郡	熊本市	宇土郡	上益城郡	荒尾市
	薩摩郡		西彼杵郡	大村市	東彼杵郡	南高来郡				下県郡	飽託郡	下益城郡	下益城郡	玉名郡
				北高来郡								御船税務署管内の地域を除く	上益城郡(小峰村を除く)	下益城郡のうち砥用町、東砥用町、年瀬村

宮 崎			
都城	小林	高鍋	延岡
都城	西諸県郡小林町	児湯郡高鍋町	延岡市
都城	西諸県郡	児湯郡	延岡市
北諸県郡			東臼杵郡

(法令全書)

熊 分 大 本														
山鹿	隈府	宮地	八代	人吉	天草	大分	国東	日出	白杵	佐伯	三重	竹田	日田	森
鹿本郡山鹿町	菊池郡隈府町	阿蘇郡宮地町	八代市	人吉市	天草郡本渡町	大分市	東国東郡国東町	速見郡日出町	北海郡白杵町	佐伯市	大野郡三重町	直入郡竹田町	日田郡日田町	玖珠郡森町
鹿本郡	菊池郡	阿蘇郡	八代市	人吉市	天草郡	大分市	東国東郡	別府市	北海郡	佐伯市	大野郡	直入郡	日田市	玖珠郡
		上益城郡	水俣市	球磨郡		大分郡		速見郡		南海郡	今市村		日田郡	
		うち小峰	八代郡			大野郡のうち				大野郡	今市村を除く			